

新型コロナウイルス感染症の影響を見据えた  
事業等の取り扱いについて

令和 2 年 6 月

政策局 政策推進課



## 1. 新型コロナウイルス感染症による本市への影響

---

今般の新型コロナウイルス感染症は社会経済に甚大な影響をもたらしており、その対策のため、国・地方では多額の財政支出を余儀なくされる一方で、税収は大きく落ち込むことが懸念されています。本市の財政状況の見通しについても、今後、厳しくなることが予測されます。

### (1) 今後の社会・経済状況の変化について

---

今回の新型コロナウイルス感染症については、全国的に社会・経済状況に大きな影響を与えるとともに、大きな社会変革のきっかけになると考えられます。

内閣府の月例経済報告（令和2年5月）では、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にあるとしています。先行きについても、当面、極めて厳しい状況が続くと見込んでおり、新型コロナウイルス感染症の終息時期が見通せないなか、社会・経済状況の予測は非常に困難な状況です。

一方、様々な感染症の拡大防止の取組を進めていくなかで、従来の慣習を覆す暮らし方や働き方、教育、産業のあり方などが大きく変わり、テレワークやオンライン会議、ペーパーレス、キャッシュレス、教育分野のICT化などが飛躍的に進むと考えられます。

### (2) 本市財政への影響について

---

新型コロナウイルス感染症対策については、感染拡大防止・医療体制の強化にかかる取組や、困窮する市民や事業者への支援、景気回復に向けた施策の実施などの新たな財政支出が見込まれるほか、景気・雇用の悪化による生活保護などの経費の増大も予測されます。また、これまでの新型コロナウイルス感染症対策や新しい生活様式の実践などにより、一人ひとりの行動様式や社会的な慣習が大きく変わることが予測されます。本市が実施する施策や事業においても、社会的状況の変化への対応が求められると考えています。

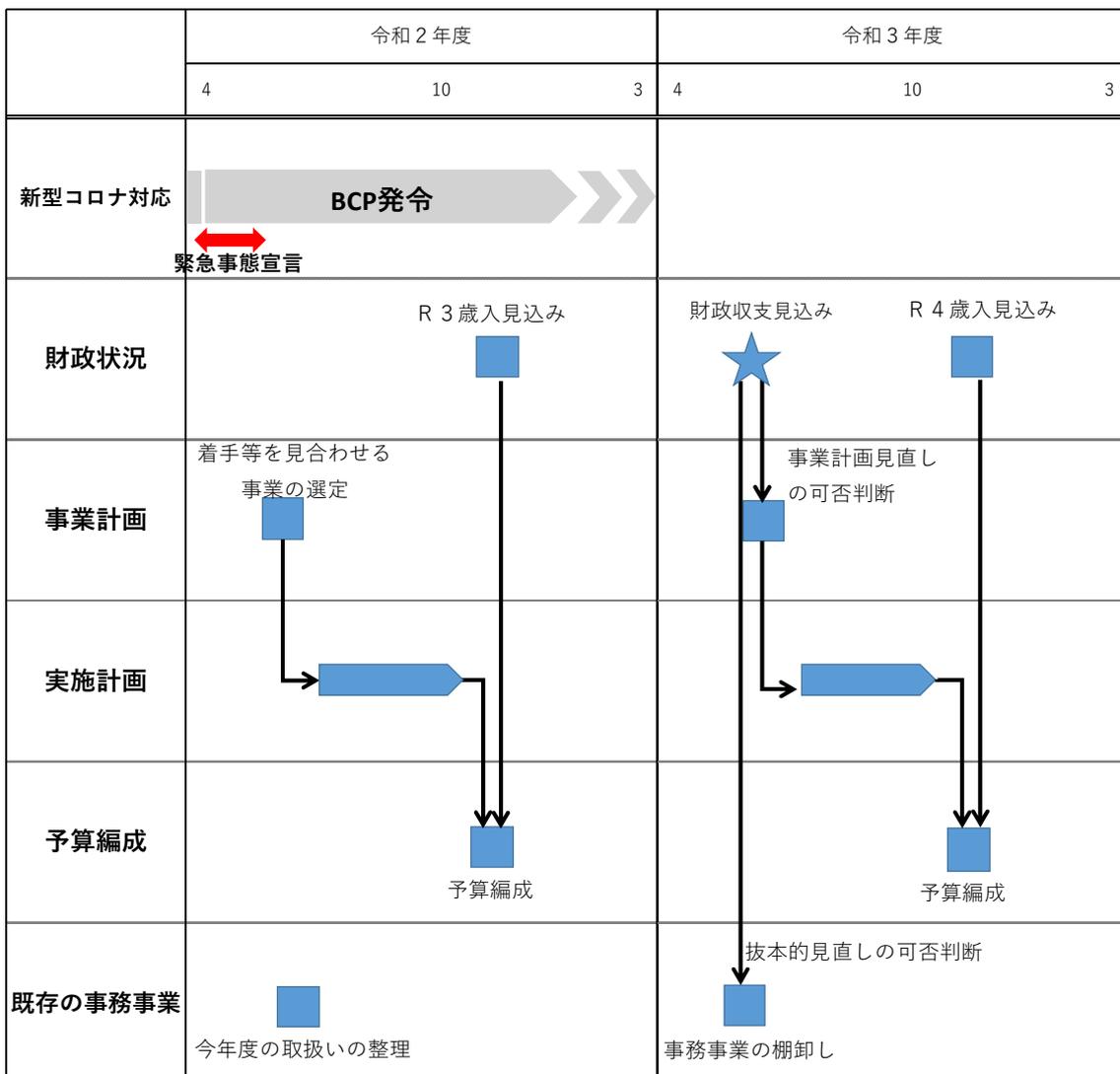
一方、市税収入については、減収は避けられないと見込んでいますが、国は感染症対策のための多額の補正予算を全て国債発行で賄っており、国の財政が悪化しているなか、地方交付税・交付金等も含めて財源の確保が厳しくなると想定しています。

## 2. 事業等見直しの全体像について

現在、令和元年度からスタートした第5次西宮市総合計画の事業計画に基づき、施策・事業を進めているところです。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、財政収支や優先すべき事業について再検討する必要があり、施策・事業をこのまま進めることは難しくなっています。

したがって、**着手済みの継続事業や既存事業も含めた事業計画等の大幅な見直しについては、その実施の可否も含めて、財政収支の見通しがたつ令和3年度に検討します。**それに先立ち、**令和2年度に実施を予定している投資的事業及び新規・拡充施策の実施にあたっては、着手することで多額の財政負担が生じる事業について予算執行や事業進捗に一定の制限をかけることで、今後の見直しに対応できるようにします。**

### 【見直しの全体像】



### 3. 令和2年度の予算執行や事業進捗に制限をかける事業について

---

令和2年度に実施を予定している投資的事業及び新規・拡充施策のうち市の財政への負担が大きい事業を中心に、予算執行や事業進捗を制限する事業を整理しました。

#### (1) 令和2年度の予算執行等を制限する事業の考え方

---

令和2年度の予算執行や事業進捗の制限の対象となる事業は、次の基準にあたるものとし、着手を見合わせる、あるいは必要最小限の範囲で調査検討を進めることとします。

①未着手の投資的事業で、着手することで次年度以降に大きな事業費負担が生じる事業

\* 投資的事業の着手は、設計業務の実施をもって判断する

②未着手の新規・拡充の施策事業で次年度以降の事業費負担が大きくなる継続的な事業

ただし、次の条件に当てはまる事業については、優先的に実施する必要があるため、事業を進めていきます。

①市民の安心・安全の確保に資するもので緊急性の高いもの

防災・減災、福祉、子育て支援の事業、新型コロナウイルス感染症対策に資する事業

②市民生活を維持するために必須の事業

ゴミ処理、上下水道などのインフラ整備に関する事業

③国・県等との協調事業で実施しなければ市や関係機関に損害を与える恐れのあるもの

④行政経営改革の取組に資する事業

## (2) 令和2年度の予算執行等を制限する事業

---

3 (1) の考え方に沿って、事業着手や進め方を見直す事業は10事業となります。

\* 括弧内は第5次西宮市総合計画策定時の事業計画に計上した計画期間中の総事業費

### 【投資的事業】

- ①市営住宅等整備事業のうち 市営江上町住宅建替事業 (21.5億円)
- ②丸山線整備事業(周辺地区整備事業) (12.5億円)
- ③甲東瓦木地区及び武庫川新駅周辺 都市基盤整備事業 (28.2億円)
- ④阪急武庫川新駅設置事業 (9.4億円)
- ⑤西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業 (137.5億円)
- ⑥西部工場解体整備事業 (11.5億円)
- ⑦街路事業のうち 今津西線 (10.3億円)
- ⑧阪急電鉄神戸本線連続立体交差検討事業 (60.3億円)
- ⑨(仮称)越木岩センター整備事業 (10.3億円)

【令和2年度の予算計上はないが、実施計画(令和2～4年度)において令和2年度に取組  
があるもの】

- ⑩甲子園浜多目的グラウンド整備事業 (70.9億円)

### 【新規・拡充施策】

令和2年度予算に計上している新規・拡充施策については、次年度以降にわたって継続的に大きな財政負担を強いるものが無いことから、実施としています。なお、各種計画の策定にあたっては、後年度の事業実施に留意して策定作業を進めていきます。